

火災保険・地震補償保険 重要事項説明書《契約概要》

ご契約申込の前に、「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。

本書面はご契約内容のすべてを記載しているものではありません。詳細につきましては、「約款」をご覧ください。

保険商品のしくみ

この保険は、次の支払事由に該当したときに保険金をお支払する保険です。

●火災保険 補償内容(支払事由・支払金額)

保険商品	種類	支払事由	支払保険金額
火災保険金	A型	火災、落雷、破裂・爆発による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全損の場合：保険金額 ・建物の半損の場合：損害額×付保割合 ・建物の一部損の場合：損害額×付保割合 ・全損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の70%以上の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上の場合をいいます。
	B型	火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・半損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の20%以上70%未満の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満の場合をいいます。 ・一部損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の3%以上20%未満の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の3%以上20%未満の場合をいいます。
	C型	火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災による損害	(※付保割合：保険金額の再調達価額に対する割合をいいます。

●火災保険金を支払わない場合(免責事由)

保険契約者または被保険者の故意による損害

保険契約者または被保険者の重大な過失による損害

被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害

保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害

保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含む。)

核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害

●地震補償保険 補償内容(支払事由・支払金額)

保険商品	種類	支払事由	支払保険金額
地震補償保険金	A型	地震または噴火を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全損の場合：保険金額の100% ・建物の半損の場合：保険金額の50% ・建物の一部損の場合：保険金額の5% ・全損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の70%以上の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上の場合をいいます。
	B型	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・半損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の20%以上70%未満の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満の場合をいいます。 ・一部損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の3%以上20%未満の場合、あるいは建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け、全損・半損に至らない場合をいいます。

●地震補償保険金を支払わない場合(免責事由)

地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害

門・壁・垣のみに生じた損害

保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害

保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害

引受条件

築年数:昭和56年6月以降/構造:木造1戸建て/保険金額:建物取得価格限度かつ1,000万円以下/その他:建築確認済であること

保険期間

保険期間は、契約日または更新日から1年間です。特に申出のない場合、保険期間満了日の翌日に更新されます。

※責任開始日の説明については、「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。

保険料

保険料は、契約の型および払込方法に応じて決定します。

◆保険料払込方法…月払・一時払(年払い) ◆保険料払込期間…保険期間と同一 ◆保険料払込経路…口座振替・クレジットカード扱

更新

保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨のお申し出のない限り、ご契約は更新されます(告知書の提出は不要です)。更新後の保険料は、

当社が更新時に適用している保険料率で計算します。

ご契約の配当金

この保険に配当金はありません。

解約払戻金

ご契約者は、この保険契約を解約することができます。この保険契約を解約した場合、一時払においては未経過の保険料をお支払いします。

火災保険・地震補償保険 重要事項説明書《契約概要》

ご契約に際して、保険契約者にとって不利益となる場合など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

お申込みの撤回などについて(クーリング・オフ)

●ご契約者が、保険契約の申込日またはクーリング・オフについて記載した書面(重要事項説明書(注意喚起情報))を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵便の消印日で判定)に当社宛に書面により申し出ることにより、保険契約の申込の撤回ができます。

申込を撤回した場合、すでに払い込まれた保険料があれば当社はこれを保険契約者に返金します。

※クーリングオフ期間経過後に契約の申込みを撤回したい場合は、解約手続きとして取り扱います。なお、責任開始日前に解約した場合は、第1回保険料の振替を停止します。

宛先) マイホームプラス少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係

〒188-0004 東京都西東京市西原町1-2-2

書面にご記載いただく事項

・ご契約をクーリングオフする旨の内容。

(事例「下記の保険契約をクーリングオフいたします。」)

・ご契約を申込みされた方の住所・氏名・連絡先電話番号

・ご契約を申込みされた年月日、保険名、保険のご加入プラン

告知義務

■告知義務について

ご契約にあたっては、対象物件等について当社が申込書類でおたずねすることについては、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

■告知義務違反について

●告知していただいた内容について、故意または重大な過失により事実と異なる告知をされた場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除します。ただし、責任開始日から2年を経過し、給付金等の支払事由が2年以内に発生していない場合には、保険契約を解除しないことがあります。

●保険契約を解除した場合、給付金等をご請求されてもお支払いいたしません。ただし、請求された給付金等の支払事由が、解除の原因となった事実と無関係であると確認された場合は保険金をお支払いすることがあります。

契約の取消・無効

●保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、保険契約は取消しとし、払い込まれた保険料は返金しません。

●保険契約締結の際、つぎのいずれかがあったときは、保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返金しません。

1. 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。

2. 保険契約者又は被保険者が、保険の目的にすでに保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき。

重大事由による解除

●当社は、つぎのいずれかに該当する重大事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき

2. 保険金の請求に関して、受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき

3. 保険契約者が、つぎのいずれかに該当するとき

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

4. 1から3までと同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき

責任開始日

●当社は、保険契約の申込を承諾した場合、申込書記載の契約日を責任開始日とします。契約申込に際しては、当該契約日に対して当社が定める締切日までに、申込書類が当社に到着していることを要します。

また、第1回保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約は取消とします。

保険金が支払われない場合

●次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

1. 責任開始日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

2. 告知していただいた内容が事実と相違し、契約が告知義務違反により解除となった場合

3. 保険契約について詐欺の行為があった場合や、給付金等の不法取得目的があつて契約が取消または無効になった場合

4. 給付金等を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含む)ときなど重大自由により契約が解除された場合

5. 保険料のお払込が無く、ご契約が失効した場合

6. 免責事由に該当する場合(詳しくは重要事項説明書<契約概要>をご確認ください)

7. 保険料の払い込みがなく、契約が失効した場合

保険料の払込猶予期間および契約の失効について

■保険料の払込猶予期間について

第2回目以降の保険料の払込みについては、保険料払込期日の翌々月末日まで払込猶予期間があります。

■ご契約の失効について

保険料払込猶予期間中に保険料が支払われなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効します。

この場合、失効日以降に保険金の支払事由が生じても、補償の対象にはなりません。

保険引受通算限度について

少額短期保険業者である当社が販売する保険商品は、法令により次のような制限があります。

●同一被保険者について当社がお引受けする保険契約の保険金の限度額

①火災保険金……………1,000万円

②地震補償保険金……………1,000万円

●1人の契約者についてお引受けできる保険金の総額は10億円となります。

支払いに関する手続きなどの留意事項について

●お客さまからのご請求に応じて、給付金等の支払を行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。

●保険金等の支払事由が生じた場合には、ご契約の内容によって、保険金等の支払事由が異なりますので、十分にご確認ください。

●当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない恐れがあるため、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ず当社までご連絡ください。

法令等で注意喚起することとされている事項

■更新時における契約内容の変更

保険契約を更新する際に、当社の収支が悪化したときは、当社の定める手続きにより、保険期間中に保険料を増額、または給付金等を減額することがあります。

■更新を引受けない場合

保険契約を更新する際に、この保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、保険契約を引き受けないことがあります。

セーフティネットについて

●「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」(以下、「機構」といいます。)とは、破綻保険会社が現れた場合に、保険会社各社等の拋出により、破綻保険会社に参加している契約者を救済することを目的として設立されておりますが、どちらにも該当しません。

それに代わり、少額短期保険会社単体の供託金制度があり、万が一、破綻した場合、供託金の範囲から、保険金、給付金が支払われます。

地震保険料控除について

●保険契約者が負担する保険料は、所得控除(地震保険料控除)の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

引受少額短期保険会社の苦情・相談窓口

●保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、当社までご連絡ください。

マイホームプラス少額短期保険株式会社

受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

TEL 0120-877-411

指定紛争解決機関について

●当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

受付時間:平日9:00~12:00、13:00~17:00

(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

個人情報保護方針

個人情報保護方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、少額短期保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。

また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

●個人情報の利用目的

当社は個人情報を次の目的のため収集し利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- (1) 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いのため
- (2) 保険商品・サービスの提供・ご案内などのため
- (3) 弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務から開示の要請があった場合

●個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除いて、お客様に関する個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) お客様が同意されている場合
- (2) 業務の一部につき、利用目的の範囲内で守秘義務を明記した上で業務委託を行う場合
- (3) 再保険の手続きをする場合
- (4) 法令等に基づき裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合